



Title	戦前の教育実践分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究 (上) 東京高師附小「特別学級」歴代担任教師の検討を中心に
Author(s)	平田, 勝政
Citation	長崎大学教育学部教育科学研究報告, 45, pp.139-152; 1993
Issue Date	1993-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10069/30858
Right	

This document is downloaded at: 2019-07-16T08:33:29Z

戦前の教育実践分野における「精神薄弱」概念の 歴史的研究 I (上)

——東京高師附小「特別学級」歴代担任教師の検討を中心に——

平 田 勝 政

A Historical Study on the Conception of “Mental Deficiency” through the Field of Educational Practice in Japan before World War II (the First Report)

Katsumasa HIRATA

<目 次>

はじめに	
第1章 東京高師附小「特別学級」関係者にみる「精神薄弱」関係用語の変遷と特徴	} (上)
第2章 1910~1920年代初期の担任教師における「精神薄弱」概念の検討	
(1) 小林佐源治の場合 (2) 田島真治の場合	
(3) 小野秀瑠の場合 (4) 黒沼勇太郎の場合	
第3章 1920年代中期・後期の担任教師における「精神薄弱」概念とその権利思想の検討	} (下)
(1) 隈江信光の場合 (2) 佐藤末吉の場合	
第4章 1930年代の担任教師における「精神薄弱」概念の検討	
——長沼幸一を中心に——	
おわりに—まとめと今後の課題—	
<註>	
<資料>東京高師附小「特別学級」関係者の「精神薄弱」関係文献目録 (II)	

はじめに

筆者は、本誌前号の第44号において、戦前の教育学・教育実践分野における「精神薄弱」関係用語・概念の形成・確立過程に関する実証的研究の中心的作業の一つとして、東京高師附小「特別学級」(＝補助学級)関係者の中の教育学者(＝乙竹岩造・樋口長市)に注目し、その関係業績(著書・論文)において、「精神薄弱」関係の用語・概念が、教育学の視点からどのように形成されようとしていたのかを整理・検討してきた。本稿は、その

前号論文の続編として、同じ補助学級関係者の中の歴代担任教師に注目して、戦前を代表する現場の教育実践家たちにおいて「精神薄弱」関係の用語・概念がどのような変遷をたどりながら教育界固有の特徴を形成していたのか、その点を整理・検討しようとするものである。また、本稿は、戦前の「特別学級」担任教師に注目して、教育実践分野における「精神薄弱」関係用語・概念の歴史的形成過程を解明していこうとする研究の第1報でもある。本稿の構成と展開について言えば、まず本論に入るに先立って、第1章において、東京高師附小「特別学級」関係者において「精神薄弱」関係用語がどのように使用されていたのか、その変遷と特徴を概括し、その上で、第2・3・4章において歴代担任の「精神薄弱」概念を検討していく。なお、紙幅の関係で第2章までを（上）とし、第3章以下を（下）として、本稿を分割して掲載する。

第1章 東京高師附小「特別学級」関係者にみる「精神薄弱」関係用語の変遷と特徴

(1) 「精神薄弱」関係文献の全体的特徴

前号論文掲載の文献目録（Ⅰ）と本号掲載の目録（Ⅱ）に示した人物別の著書・論文（計248件）を、年次別に一覧できるように整理したのが、表1である。この表1によって、A～Kまでの「特別学級」関係者（教育学者・教育実践家）の研究活動が、「特別学級」の担任期間とも関わって、どの時期に集中し、どの時期を代表しているかが判然とする。

まず教育学者の乙竹と樋口の「精神薄弱」に関する研究活動は、前号論文でも見たように、乙竹（＝表1のA）が1907（M. 40）年から1918（T. 7）年の約10年間に集中し、樋口（＝B）は、1906（M. 39）年から1939（S. 14）年までの30有余年という長期に及んでいる。その点で、樋口は、戦前日本の教育学者の中で「特殊教育」を学的対象として一貫して追究し続けた唯一の存在となっている。

次に、教育実践家の歴代学級担任（表1のC～K）をみていくと、それぞれの担任期間にほぼ対応して研究成果が発表されている。E＝黒沼のみが主に降任後に研究成果をまとめ発表しているため、F＝小野と同時期になっている。しかし、黒沼は、小林、田島とともに機制的には東京高師附小第三部に属した補助学級時代（主に1910年代）の担任グループに属し、小野以下の担任は1920年の機構改革によって第五部として独立した補助学級時代の担任グループに属する。そして、1920年代を代表するのが小野、隈江、佐藤であり、1930年代が長沼、横山である。1940年代に入り登場する佐野は、戦時下の影響を受けて、現在確認されている戦前の「教育研究」誌の最終号（＝第527号）への研究発表をもって終わっている。

全体として見るとき、1906年から1941年までの35年間途切れることなく研究活動とその成果の発表が続いているが、その中でも明治40年代～大正初期、1920年代前半期、そして1940年前後の時期に研究成果が比較的多く公表されていることが確認できる。

(2) 「精神薄弱」関係用語の変遷と特徴

東京高師附小「特別学級」関係者の著書・論文における「精神薄弱」関係用語を、1文献1用語を原則として、その上位（総称）概念としての使用語に注目し整理すると、その変遷は次のような時期区分と特徴づけをすることができる。

表1 東京高師附小「特別学級」関係者の「精神薄弱」関係文献の年次別分布・推移²⁾

区分 年	A 乙竹 岩造		B 樋口 長市		C 小林 佐源治		D 田島 真治		E 黒沼 勇太郎		F 小野 秀瑠		G 隈江 信光		H 佐藤 末吉		I 長沼 幸一		J 横山 綾子		K 佐野 敏夫		L その他		合計			
	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文		
1906(M. 39)年				4																					4			
1907(M. 40)年		1		1																						2		
1908(M. 41)年		1	3	1																					1	4		
1909(M. 42)年			3				6																			10		
1910(M. 43)年				2																						2		
1911(M. 44)年		6		4			6																			16		
1912(M45/T 1)年		2		1			6		2																	11		
1913(T. 2)年		6		1			4		7																	18		
1914(T. 3)年				5	1				7																1	12		
1915(T. 4)年		1		3					6																	10		
1916(T. 5)年		1	2		1		4		2																1	9		
1917(T. 6)年									4																	4		
1918(T. 7)年			9					1	2																1	11		
1919(T. 8)年								2		3																5		
1920(T. 9)年							1		3			3														7		
1921(T. 10)年				1					5	1	5														1	11		
1922(T. 11)年					10																					10		
1923(T. 12)年		1				1							2			2										4		
1924(T. 13)年				2					1				2			2									2	5		
1925(T. 14)年					2								2			1										5		
1926(T15/S 1)年									1				2			3									1	5		
1927(S. 2)年					1								1			1										3		
1928(S. 3)年						1																				1		
1929(S. 4)年													2			3										5		
1930(S. 5)年		1										1	2					1							1	4		
1931(S. 6)年							1						1					4								5		
1932(S. 7)年					3												5			1						9		
1933(S. 8)年					2												1									3		
1934(S. 9)年																	5							1		6		
1935(S. 10)年																	3			4				2		9		
1936(S. 11)年																	1							1		2		
1937(S. 12)年																	4			1						5		
1938(S. 13)年				1	1												6								1	7		
1939(S. 14)年					1												5			1					1	6		
1940(S. 15)年																	3									3		
1941(S. 16)年																		2					2			2	2	
1942(S. 17)年																												
1943(S. 18)年																												
1944(S. 19)年																												
1945(S. 20)年																												
合計	2	35	4	45	1	28	1	33	1	12	1	8	1	13		10	2	38		7		2		4	13	235		
		3	7	4	9	2	9	3	4	1	3	9	1	4		1	0	4	0		7		2		4	2	4	8

*表中の太線は、在任期間を示す

①第一期 (1906~1907) : 用語として「劣等児」の使用が支配的な時期。

②第二期 (1908~1913) : 圧倒的使用頻度で「低能児」が使用されている時期。

用語として第一期の「劣等児」から第二期の「低能児」への転換を如実に物語っているのが、前号論文でもふれたように、樋口論文のB-5 (1907. 11) とB-6 (1908. 3) の題目である。この「劣等児」から「低能児」への用語転換に影響を及ぼしたのは、言うま

でもなく、乙竹岩造による帝国教育会の高等学術講義（1907.11）での「低能児」教育に関する講演である。

③第三期（1914～1929）：再び「劣等児」の使用頻度が増大して、「低能児」と併用されるが、全体として「劣等児」の使用が優勢となる時期。

この点で明確な用語の転換を示しているのが、1914年の田島論文（D-10）である。それ以前までは「低能児」を使用していたが、論文D-10以降「劣等児」を一貫して使用している。また、「低能児」を一貫して使用している小林が、1914年発行の書名を『劣等児教育の実際』としている点も、用語・概念をめぐってのひとつの転換を示唆している。

④第四期（1929～1941）：論文G-11（1929.12）において題目としてはじめて「精神薄弱児童」が登場して1930年代以降、用語として「精神薄弱」の使用が「劣等児」「低能児」を凌駕して大勢を占める時期。

なお、用語として「精神薄弱児」が使用されたのは、1925年の隈江論文（G-5）・佐藤論文（H-3）においてである。その意味で、「劣等児」「低能児」から「精神薄弱児」への用語転換の萌しは1925年から始まったと言える。さらに遡って確認すれば、田島が、1917年の時点で、「低能は、最も正しき言葉で言い表はすと、精神薄弱と称せられている」（D-25 P.86）と述べている。

以上に示された時期区分とその特徴は、共著『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』（多賀出版 1992年 以下『精薄史研究』と略記）所収の拙稿（第4章）における計931件の資料分析の結果と比較して、重要な共通点がある。

第一は、「低能児」に先行して「劣等児」が用語として使用されてきたこと。

第二は、「劣等児」から「低能児」への用語転換の時期（1908年）が、拙稿（1907年）とほぼ同時期であること。

第三は、「低能児」の使用頻度が低下して、再び「劣等児」の使用頻度が優勢になる転換点がともに1914年であること。

第四は、「劣等児」「低能児」から「精神薄弱児」へと用語が転換していく節目がほぼ1930年で同時期であること。

第2章 1910～1920年代初期の担任教師における「精神薄弱」概念の検討

東京高師附小「特別学級」担任教師達による教育実践家の立場からの「精神薄弱（児）」概念とその教育的処遇に関する研究的営為は、大きく3つの段階（時期）に区分して把握することができる。

第1段階は、1910年代～1920年代初期を中心とする（1908年の学級開設当初から1923年まで）の時期である。担任で言えば、小林、田島、黒沼、小野の時期である。この時期に注目されることは、歴代の担任が、教育対象である「劣等児」「低能児」の定義・分類・鑑別・処遇の問題について継承性をもって追究していることである。（→第2章）

第2段階は、1920年代の中・後期で、概念規定とその処遇の在り方をめぐっての認識に特に発展はないが、「精神薄弱（児）」概念をより根底からとらえかえしていく上で重要な障害児の人権思想が生成・発展していることが注目される。（→第3章）

第3段階は、長沼幸一に代表される1930年代の時期である。用語としても「精神薄弱

表2 小林佐源治が参考にした先行の児童分類

分類者名	分類の内容
富士川游 ³⁾ 他 *コッホの分類による	児童 <ul style="list-style-type: none"> 通常児 異常児 <ul style="list-style-type: none"> 精神低格 <ul style="list-style-type: none"> 持続的精神病的低格 一時的精神病的低格 精神薄弱 <ul style="list-style-type: none"> 白痴 (精神発育の最も不良のもの、発育の程度は赤児又は二三才位に相当) 痴愚 (日常の用をたすだけの言葉はあるが言語動作不十分なもの) 魯鈍 (普通より愚かなるもの)
笠原道夫 ⁴⁾	児童 <ul style="list-style-type: none"> 通常児 異常児 <ul style="list-style-type: none"> 体質の異常 (不具児、盲児、難聴及聾哑児、言語障碍児、癩痢児) 精神の異常 <ul style="list-style-type: none"> 精神低格 精神薄弱 <ul style="list-style-type: none"> 白痴 痴愚 魯鈍 春期発動期の異常 神経質児
神保三郎 ⁵⁾	児童 <ul style="list-style-type: none"> 通常児 異常児 <ul style="list-style-type: none"> 低能児 精神病体質者 軽痴愚者 白痴者
クレペリン及其の学徒	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一度の白痴 (Idiot of the first degree) この種の児童は身体の反射運動の禁制機能が欠けていて、歩行も攫把も言語もよくすることが出来ない。否之を試みることにすらしない。飢渴の感、満足の感もない。その感覚器は解剖上から見ると著しい欠損はないけれども使用することが出来ないために感覚の鈍暗を惹起している。この種のものは純粹な植物生活をする。 2. 第二度の白痴 (Idiot of the second degree) この種の児童は、運動も言語も攫把も歩行もできる。而し最も其の初歩のもので言語の如きも動作身振叫喚である。 3. 第一階級の痴愚 (Imbecile of the first grade) この種の児童は、凡ての精神機能の痕跡もっている。注意は保持することがかたい。記憶は信憑することが出来ない。有意運動は発作的で動揺し易い。本能は有力で検束しがたいことがある。 4. 第二階級の痴愚 (Imbecile of the second grade) この種の児童は、精神機能も道德上の抑制も平衡もっている。言語も前のより広く多く復現想像等の働もある。この程度の児童の高度のものは一定の単純なる職業に従ふことが出来る。 5. 亜常 (Subnormal) この種の児童は、十分に稟賦もっていないが精神機能は総べて存している。けれども自分の身を事物に適応させるには甚だ困難である。知識取得は緩慢で且つ精確でない。教育上注意しても通常児の半分か三分の二位にしかなられない。 6. 劣等 (Backward) この種の児童の中のあるものは恢復することがある。幼時の疾病、家庭の貧困、注意養護の欠乏等が原因となる。神経組織は発達が遅れ、感覚の欠損は大きい原因となる。

表3 小林・田島・小野・黒沼の児童分類と教育・保護措置一覧

① 小林佐源治の児童分類と教育・保護措置 (1916年)

児 童 分 類		教 育 所 ・ 収 容 所	
児童	通常児	<ul style="list-style-type: none"> 優等児 <ul style="list-style-type: none"> 天才児 優等児 通常児 劣等児(狭義) 	普通学校の普通学級 *但し、「劣等児」は特別な方法による
	異常児	<ul style="list-style-type: none"> 身体 <ul style="list-style-type: none"> 不具児 病児 精神 <ul style="list-style-type: none"> 知の異常 <ul style="list-style-type: none"> 低能児 軽白痴 重白痴 情意の異常 <ul style="list-style-type: none"> 不良児 精神病患者 	特別の教育所 特別学校または特別学級 白痴院 感化院 病院
<補足>劣等児の分類とその教育所			
劣等児(広義)		<ul style="list-style-type: none"> 劣等児(狭義).....普通学級(特別な方法による教育) 低能児.....特別学級または特別学校 	

(出典) 文献目録C-23及びC-24

② 田島真治の児童分類と教育・保護措置 (1918年)

児 童 分 類		教 育 所 ・ 収 容 所
児童	通常児	<ul style="list-style-type: none"> 優等児.....優等学校・優等学級 中等児.....普通学校 劣等児.....特別学級
	異常児	精神の異常 <ul style="list-style-type: none"> (主に知の異常) = 精神薄弱 <ul style="list-style-type: none"> 魯鈍(低能児).....補助学校 痴愚.....白痴院 白痴.....白痴院 (主に情意の異常) = 精神低格 = (不良児).....感化院・国立感化院
		精神病 <ul style="list-style-type: none"> 気狂.....精神病院 馬鹿.....精神病院
	異常児	体質の異常 <ul style="list-style-type: none"> 不具児.....聾啞病院 廢疾児.....盲学校其の他の特別教育所

(出典) 文献目録D-30

③ 小野秀瑠の児童分類と教育・保護措置 (1921年)

児 童 分 類		教育所・収容所		
児童	通常児	優等児	穎才教育所	
		中等児	普通学校	
	中間児	准通常児	(吟味学級, 促進学級)	
		准異常児		
	異常児	主に精神の異常	不良児	感化院
			低能児	補助学級
			天才児	天才教育所
			精神病児	精神病院
			白痴	白痴院
		主に身体の異常	盲	盲学校
聾啞			聾啞学校	
其他			其他教育所	

(出典) 文献目録 F-9

④ 黒沼勇太郎の児童分類と教育・保護措置 (1926年)

児 童 分 類		教育所・収容所		
児童	通常児	穎才児	穎才学級又は穎才学校	
		優等児 (狭義)	優等学級	
		中等児	普通学級	
		劣等児 (狭義)	劣等学級	
	異常児	(主に知の異常) — 精神薄弱児	劣等児 (広義)	特別学級
			魯鈍	補助学校又は補助学級
			痴愚	
			白痴児	白痴院
			(主に情意の異常) — 精神低格児 — 不良児	
		(知情意全体の異常) — 精神病児		
身体的異常				盲児
		聾児	聾学校	
		不具児	啞及び言語障碍児	啞学校又は言語矯正所
			其他の不具児	諸種の学校又は収容所
	疾病児	軽病児	外気学校	
結核児		結核療養所		
其他病児		病院又は特別療養所		

(出典) 文献目録 E-13

（児）」が使用され、「精神薄弱」の定義・分類・鑑別に対する研究関心は希薄化するが、「精神薄弱児」の「特異性」に依拠した固有な教育の在り方を求めて実践・研究の営為が展開されていく時期である。（→第4章）

以上の概括をふまえて、本章では、第1段階の時期を具体的に検討していく。

（1）小林佐源治の場合（担任期間1908.9～1915.9）

小林の「劣等児」「低能児」概念に関する認識は、文献で言えば論文C-1（1909.1）において最初の言及をして以降、最終的に著書『劣等児教育の実際』（C-23 1914年）とその発展的要約である論文「低能児教育の要領」（C-24～27 1916年）に集約的に表現されているといえる。

まず、1908年4月に認可され、同年9月に東京高師附小第三部の敷地内に設置（授業開始10月）された「特別学級」（＝「低能児」を対象とする1学級編制）の初代担任となった小林は、着任教数月後の論文「低能児教育の実際」（C-1）の中で、「低能児」概念に関わって次のように述べた。

「何人も口にする低能児、云ふは甚だ容易であるが、何れが低能児であるかを鑑別するは決して容易でない。多くの人の定義する所を見ても、心力薄弱にして普通児童と共に教授すべからざるものとしている。心力薄弱といひ、普通児童と云ひ、果していかに定義してよからうか。定義よりむしろ、実際につき、いかに明瞭にすべきであろうか。観じ来れば中々容易でないことがわかる。……思ふに白痴児と低能児、低能児と普通児童、其各々の境界は恰も白日の西山に入り暮色の蒼然として夜の帷の垂れるに譬ふべくであろうか、否それよりも困難であるだろう。されば教師は低能児学級に収容するには充分慎重の態度をとらねばならぬ…。」（pp. 104-105）

では、それほど「低能児」の定義と鑑別は困難な仕事だとした小林は、7年間の教育実践・研究によって最終的にどのような認識に到達したであろうか。その点を、論文C-24（1916.2）を中心に、著書『劣等児教育の実際』（C-23）で補足しつつ検討していこう。

まず小林は、「低能児」の定義以前の問題として、当時「低能児」に関係する用語が多種多様であったことを例示している。すなわち、1911年に実施した文部省の調査に対する全国の回答（報告書）には、「亜常見」「後児」「晩熟児」「劣等児」「比較的劣等児」「稍劣児」「弱心児」「遅性児」「遅鈍児」「低能児」等の名称が使用されていたという。この時期における用語の多種多様性は、筆者らの『精薄史研究』でも確認されている。

小林は、このように用語が一定していない状況が一方にある中で、「低能児」の意義を明確にするための手続きとして、当時の代表的な医学者の児童分類を整理し（表2参照）、それを参考の上で、最終的に表3-①のような自らの児童分類と処遇の在り方を提示した。そこでは、「劣等児」（広義）を上位概念とし、その下位に「劣等児」（狭義）と「低能児」を位置付け、「劣等児」（狭義）は、「通常児」のカテゴリーに入れ、「低能児」は、「軽白痴」「重白痴」とともに、「異常児」（精神面の異常中の知の異常）の中に入れて両者を明確に区別した。そして、「人の心身は靈的のものにして、複雑極りなし」という前提に立って、「低能児の意義」を、「実際教育上の立場より」次のように規定した。

「知力一般に低劣にして普通児と共に教育し能はざるものを低能児と云ふ。内容を分解すれば、知力の欠損、一般知力の欠損、普通児と共に教育不可能たる三件これなり。」

この定義は、「一見甚だ漠然、内容を尽し難き観あるも、これ以上に云ふ能はず」としている。これが、小林の「低能児」概念の到達点である。

具体的な「劣等児」「低能児」「白痴」の分類・定義は、『劣等児教育の実際』によれば、下記の通りである。それは、「全く教育上の立場から便宜的に分類したもので…科学的には批難が多かろう」（P. 21）というものであった。

通常児	「学校に於て合同教授をする場合に、全体と同時に学習にたへるもの」	
劣等児 (広義)	劣等児 (狭義)	「普通の生徒にして、知力の全部又は一部が少々劣っているもの、普通児と合同教授をしても共に進んでいかれないもので、かの原級留置にせられる様なもの」
	低能児	「知力が全く普通児より低くあって、普通児と共にどうしても学習していくことのできないもの」「二年以上も同一学年にあっても普通児と共に進めず、又普通児の教材を消化していくことの出来ない様なもの」
白痴児	軽白痴	「白痴の度の軽いもので…数観念はなく言葉も最も簡単なものを少し知っているだけで抽象のことはわからず、情意の方にも欠損があり長じても全く数才の子供の様なもの」
	重白痴	「数観念は勿論全く欠如し、言語も少く、思想交通も何も出来ない様なもの」
		「白痴」に「属するものは、人間生活の出来ないもの、仕事も自活も出来ず、勿論学校教育も不可能なもの」である。

結局、小林は、「人の心身は霊的のもの」で、「科学的に低能児を意義せんとせば、身体精神に涉り、生理及び病理上又は心理上、精察に調査せざるべからざるを以て容易に定義すべからず。」と述べ、「霊的のもの」を「科学的に」概念規定しようとすることの困難性をここでも認めていた。それ故に「人の心力は容易に之を鑑別すべからず」とし、その鑑別にも大変慎重であることを要求しつつ、精神・身体・環境の各側面の「総合的」で「分析的」な鑑別の在り方（短期）、さらに教育上の手がかりを得るための児童調査（長期）を探究・実施していた。

（2）田島真治の場合（担任期間1912.9～1918.12）

田島は、1912（M. 45）年度における1学級増設（これにより上級・下級の2学級編制となり、名称も「補助学級」と改称する）にともなって下級担当の教師として着任した。田島は、前章でもふれたように、着任した1912～13年までは、用語として「低能児」を使用していたが、1914年より明確な説明もなしに「劣等児」を使用しはじめた。この転換は、田島において「劣等児」（広義）を上位概念とした概念構想が形成されてきたことを示唆している。なお田島の影響かその逆か確定できないが、「低能児」を一貫して使用してきた小林がその著書名を『劣等児教育の実際』（1914.6）としたことも無関係ではない。それはともかく田島の概念の到達点は、（論文レベルではいくつかの言及があるが）結局のところ著書『劣等児と低能児の教育』（D-30 1918.5）において確認することができる。

まず田島は、児童分類の参考例として、小林と同様①榊保三郎の分類、②笠原道夫の分類、③富士川游らの分類をあげ（→表2参照）、さらに、④ド・モアの分類（乙竹の『低

能児教育法』で紹介された分類と同じ)と⑤小林の分類(表3-①)を参考にして、表3-②に示す児童分類と教育・保護措置を提示した。

小林の分類と比較して、田島の児童分類で特徴的なことは、第一に、小林と異なって「精神薄弱」及び「精神低格」を分類概念として導入していることである。小林にも、「精神薄弱児(知力薄弱)」と「精神低格児(情意欠損)」という分類概念が、『劣等児教育の実際』(P.16)の中に見られたが、用語として明確には位置づいてはいなかった。歴代担任教師の中で、田島がはじめて精神医学概念である「精神薄弱」「精神低格」を導入したといえる。それらの用語・概念は、表2の富士川らの分類(=コッホの分類)と笠原の分類に見られるが、田島案は、笠原の分類をベースにしているとみてよい。

第二は、「劣等児」を「通常児」に入れている点は小林と同様だが、その教育所を「普通学級」ではなく「特別学級」としていること。小林と異なり「通常児」もその優・中・劣の段階に応じて能力主義的に多様化させている点が注目される。その点は、後述の黒沼、小野も同様である。

第三は、精神医学上という「精神薄弱」の中の「魯鈍」を、教育学上という「低能児」とみなし、措置先を「補助学校」としていること。小林は、「特別学級」もありうるとしていた。

第四は、「精神薄弱」中の「痴愚」も、「白痴」と同様、「白痴院」に措置していること。田島の分類とその主な特徴は以上のとおりである。「劣等児」「低能児」に関わる具体的な定義については、本書では明確ではないが、「補助学校(学級)」に収容すべき「低能児」については、次のように述べている。

「児童の知能の薄弱であり、劣等であるものを、普通に低能児と称している。之に対して、情意が低劣であるものを不良児といふ。低能児は、知能の低劣である点より之を低能といひ、不良児は、情意なる性格が低劣である点より之を低格と称するのである。この低能児の名称を杏林の仲間、狭義の精神薄弱児といひ、之を広義では精神薄弱者と称している様である。」(pp.149-150)

さらに、その「低能児」には、二種類あるとしている。「仮性低能」と「真性低能」がそれである。前者の「仮性低能」は、長期欠席や病気等による「一時的故障のために暫らく成績不良に陥って居る者」をいい、その故障の排除・防止によって「臆て普通児の末斑、又は、普通児に復する事の出来る程度にある者」をいう。後者の「真性低能」とは、「一時性のものでなく、全く永続性のものであって、教育の可能性が仮性低能に比して弱く、且つ少ないもの」であり、「普通児とは、同一方法を以て、一所に行ふ事が出来ぬもの」をいう。

「劣等児」については、本書と同時期の論文「劣等児の救済」(C-31 1918.7)の中で次のように述べている。

「劣等児といふ名称は、普通よく使はれる言葉であるが、児童の知能作用が比較的に優等のものに対して低劣なるものを指して劣等児といふのである。即ち優等に対して劣等と言ふのであるから、知能作用の比較的の相違である。また劣等児に対して低能児といふものがある。低能児は知能作用が、劣等児に比較して、一層低劣である。劣等児といへば、児童の器質に別段の障碍は認めないけれども、低能児に於ては、概して器質に於て障碍を認めることが出来る。」(P.18 以下同じ)

田島は、このように「劣等児」「低能児」を相対的に区別しながら、その鑑別法としては、「医学的鑑別法」と「教育的鑑別法」をあげている。その具体的検討は、本研究の目的ではないが、田島は、上記「二方面の方法の中でも、教育的鑑定法を主とせねばならぬ」とし、その具体的鑑定にあたっては、相当の医学的・生理学的知識をもった「老練な教育者が……直覚的、総合的鑑定法によって鑑定することが最も適当である」としている。さらに、副である医学的鑑定法の「調査の結果を決して軽視してはならない」が、「余りに医学的鑑定法に怩んで、分析的調査の幣に陥り、児童の身心の調和、靈妙なる調和態としての児童を忘れるやうな事があってはならない。」としている。また、「児童は絶えず進歩発達するものである」から、「最初の鑑定の儘で何時迄も児童の変化せる事に思いをめぐらさなかったならば、その児童中には一生取りかへしのつかぬ悲境に陥るものがある」ということに注意を喚起している。

（3）小野秀瑠の場合（担任期間1920.1～1922年度）

小野は、次節でみる黒沼の後任として着任したが、表1や末尾の＜資料＞の目録（Ⅱ）からもわかるように、その研究成果の発表が黒沼より先行しているため、先にとりあげて検討していく。

小野が着任した時期は、いわゆる「大正デモクラシー」が高揚するまさに改造の時代であり、重要な転機であった。また、東京高師の大学昇格問題とともに附属小の機構改革の時期であり、それと連動して「特別学級」開設十数年の実績と現状を検討し、新たな発展方向を模索する気運が高まった時期でもあった。

小野の研究活動とその成果は、阿部との共著『知能査定を主とせる促進教育之新研究』（F-9 1921.10 以下『新研究』と略記）に集約されている。それは、「デモクラシー」と「文化主義」の立場から、東京高師附小第三部補助学級の在り方を「刷新」していく上で必要とされる研究、すなわち「劣等低能な精神薄弱者を研究する」上で必要となる下記「三つの仕事」（阿部の自序より）の中の①に関するものであった。

- ①「生理的心理的医学的な見地から、児童其者を研究する仕事」
- ②「教育的な見地から、彼等を如何に教授するののかの実際方法を研究する仕事」
- ③「社会的な見地から、救済のための職業授与法を研究する仕事」

まず小野は、「低能児」概念の研究にあたり、次のことを確認して出発している。少し長くなるが引用しておく。

「凡そ世間で、能力即ち精神上に欠陥のある児童に与えている名称を列举して見ると、先づ普通のもので馬鹿、阿呆、薄馬鹿、天保銭、八割、不良児などがあり、少々教育的のもので垂常見、遅鈍児、低能児、劣等児、晩熟児、後児、弱心児、精神薄弱児、精神低格児、白痴児などがあり、更に専門的學術語として、白痴、痴愚、魯鈍、軽白痴、重白痴、軽痴愚者などがあり、愈々難しいところになると、何々の何々の何性的何々児といふ様な偉い肩書きの長いものなど、誠に種々様々である。此等多数の名称を知れば知る程、此等の内のどれに依拠して、或一児童に名称を付すべきかが愈々困難になり、其の結果、口に低能児教育を唱導しながら、内に確固たる低能児の概念も構成せず、低能児も薄馬鹿も精神低格者も魯鈍も一視同仁的な理解を漠然と持った者が往々に出来て居る。それが為に低能児を収容して居るといふ学級に、低能児と言ふに適当でない児童が

多く見つかったり、低能児が直ちに不良児扱ひにされたりする様な、実際の弊害を非常に伴ふのである。元來複雑不可測の人間を捕らへて之を評価し分類して色々の名称を与へるといふことは極めて至難な事で寧ろ不可能であると言った方が適当かも知れない位である。吾々は此困難を侵して迄、実際の必要に迫られて強ひて分類し附名するのであるから、そこに概念上の交錯や誤謬や混同などの起るのは息むを得ない事、却ってそれが当然の結論であると思ふのである。」(pp. 67-68)

このように「複雑不可測の人間」を分類し概念規定していくことの困難さを確認しつつも、「実際の必要」から、小野は、「科学的満足に基いた学級経営をし学校を施設する為に、先づ第一歩として『厳肅なる科学的低能鑑別』を行はなければならない」(F-2 P.10)として、上述した「第一の仕事」に取り組んだ。そして、先行する各種の児童分類と処遇論を、①「低能児」と「普通児」との関係、②「低能児」と「異常児」との関係、③「低能児」と「天才及狂人」との関係、という3つの視点から批判的に検討し、その結果の到達点として表3-③に見る小野案を提示した。

小野案の第一の特徴は、上記の視点①による検討結果から導出されたもので、「通常児」と「異常児」の間に、「両者を連絡すべき中間帯」として、「中間児」を設けたことである。従来の分類では、「低能児」は、「異常児の方のみに属し、普通児とは何等の関係」もなかったという点の克服を企図したもので、「中間児」の設定によって、「低能児は、異常児及中間児の一部に属し。以て中間児の一部は普通児と連続的關係をなす」ことが可能となった。なお「中間児は、中等生・劣等生の意味にあらず」としている。その「中間児」の教育所である「吟味学級」とは、「中間児」を「普通学級より収容して、之に特別学級を施し、異常児たるを防ぎ、矯正救済を完了したる上、再び普通学級に帰す様の仕事をする、換言すれば、吟味・修繕する学級である」(P.115)と説明している。

第二の特徴は、上記の視点②の検討から導出されたもので、田島案に見られた「精神薄弱」と「精神低格」を分類概念から排除したことである。小野は、この精神医学用語である「精神薄弱」の3分類(白痴・痴愚・魯鈍)と「精神低格」が、概念の混乱をもたらしたとしている。そして、「痴愚」と「魯鈍」を一括して「低能児」とし、「白痴」のみ残した。また、「精神低格」は、「不良児」と「精神病児」とした。

第三の特徴は、視点③の検討から導出されたもので、従来の分類で「通常児」に属していた「天才児」を、「天才と低能との間に一種の類似傾向の存在すること」(P.109)から、「異常児」の範疇に入れた。

以上が「平民的実際的分類の建設」をめざした小野案の主要な特徴である。従来の児童分類を大胆に修正した意欲的な改造案といえる。この小野案は、京都市社会課の『京都市に於ける特殊児童調』(1922年)に同様の分類が見られることから、その「刷新」の思想(=デモクラシー・文化主義)とともに、当時一定の影響を与えていたといえる。問題は、その大胆に改造・分類された児童を鑑別する方法を、小野がどこまで考えていたかである。結局、小野は、その方法として知能検査の「ヤーキス・ブリッヂス法」と「久保式知能測定法」等を紹介・検討し、その問題点及び望ましい測定法の要件を提示するに止まり、それ以上発展させることなく、「刷新」の挫折もあってか、短期にして担任を降りている。

(4) 黒沼勇太郎の場合(担任期間1915.4~1919.12)

黒沼は、小林の後任として1910年代後半の「補助学級」実践を担ったが、その実践研究の成果のほとんどが、降任後にまとめられ1920年代前半に発表されている。著書名・論文名では、すべて「劣等児」を使用し、研究成果としては「劣等児」の原因論と分類・鑑別法が中心になっている。その数も多くない。同じ教育実践家でありながら、小林、田島が、教育方法の問題に重要な関心を持ち、その方面の研究が多いのと対照的である。

黒沼については、『精薄史研究』所収の拙稿（第4章）において、就学児童保護施設講習会（1920.9.24～30）における「低能児」概念のひとつとして、文献E-9をとりあげて言及した。ここでは、黒沼の「劣等児」教育研究の集大成である『劣等児の原因と其教育』（E-13 1926.10）を検討していく。

まず、児童分類の参考案として①ヒポフラテス及びヴントの分類、②富士川游らの分類、③榊保三郎の分類、④笠原道夫の分類、⑤ド・モアの分類、⑥エスキロールの分類、⑦チーヘンの分類、⑧クレバリン及び其の学派の分類、⑨ゴダードの分類を紹介し、明示していないが小林、田島の分類も念頭に置きながら、自らの案を表3-④のように提示した。この黒沼案は、明らかに田島案を踏襲しつつそれを一步前進させようとするもので、分類の基本的枠組は同じであり、より詳細である。小野案は、継承されていない。

田島案に比して特徴的なことは、第一に、「精神薄弱児」の三段階のうち「魯鈍」「痴愚」を「低能児」としたことである。「精神薄弱児」のうち「殆ど陶冶力のない白痴児」（P.184）を除外し、残った陶冶力のあるものを「低能児」とした訳である。

第二は、「劣等児」と「低能児」の関係を明示したことである。田島案では、「劣等児」と「低能児」の関係が不分明であったが、その点を克服している。すなわち、「通常児」中の「劣等児」（狭義）と「異常児」－「精神薄弱児」中の「低能児」とを橋渡しする分類概念として「劣等児」（広義）を導入・明示した。

次に、問題になってくるのは、この①劣等児（狭義）、②劣等児（広義）＝①と③の中間、③低能児（＝魯鈍と痴愚の二段階）、④白痴をどう鑑別するのか、その方法の問題である。そのためには「正常なる発達を遂げたりと見るべき、所謂標準児（又は正常児）」が決定されなければならない、「如何にしてこの標準を決定するか、之が頗る困難な問題である」（P.202）としている。その困難性を自覚しながら、「児童の標準発達」の問題を、詳述しないが、「児童の生理的方面」（＝身体面の正常な発育）と「心理的方面」（＝精神面の標準的発育）の二方面より考察している。さらに、各種の「知能測定法」を略述し、「智能指数」に基づく分類を紹介している。（下図参照）

テルマン（＝ターマン）の分類		久保良英の分類	
(智能指数)		(智能指数)	
25-20以下	白痴	75以下	低能児
20乃至25-50	痴愚	76-90	劣等児
50-70	モロン（魯鈍）	91-120	普通児
70-80	最下智	120以上	優良児
80-90	下智		
90-110	正常（平均智）		
110-120	上智		
120-140	至上智		
140-以上	天才又は準天才		
(檜崎浅太郎の訳語による)		(智能指数)	
		70以下	白痴
		70-80	白痴との境界
		80-90	魯鈍
		90-110	正常又は平均の智能
		110-120	秀才
		120-130	極めて優秀なる智能
		130-140	天才に近い
		(上野陽一の訳語による)	

上記の分類をふまえて、黒沼は、「予が実際試みた結果により、……主としてテルマンの検査法によって分類を試みた」(P. 300)ものを、次のように提示した。

20以下	白痴		
21-45	痴愚	} 低能児	} 劣等児 (広義)
46-65	魯鈍		
66-85	劣等 (狭義)		
86-115	中等 (正常)		
116-140	優等		
141以上	天才		

この分類は、智能指数に依拠した心理学的概念をとりこむことによって、従来の医学的概念(白痴・痴愚・愚鈍)との関わりで教育分野に固有の「劣等児」「低能児」概念を対応させ、説明しようとしてきた流れに、新たな定義・分類・鑑定・処遇の在り方が可能になることを提起した点でひとつの画期を形成したといえる。歴代の担任の中では、黒沼に至ってはじめて、従来の医学的概念と教育学的概念の相関関係が、心理学的概念を媒介にしてひとつに調整されたといえよう。